

令和8年（フ）第5115号
東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目37-12-716

破産者 山本 宗宜
1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5117号
東京都杉並区高井戸西2丁目12-16-206
破産者 片岡富美子

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5118号
東京都杉並区高井戸西2丁目12-16-206
破産者 片岡美由紀

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5138号
東京都調布市国領町8丁目1-35 調布くすのきアパート6-510
破産者 越川 翔平

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5167号
東京都江戸川区上篠崎3丁目6-11-102
破産者 板倉 太志

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5188号
東京都足立区加賀2丁目2-7-505
破産者 陸川 昌則

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5194号
神奈川県川崎市中原区西加瀬8-20-301
破産者 左右津 亮

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5195号
千葉県浦安市富士見3丁目6-5-102
破産者 大津 理奈

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5197号
東京都板橋区徳丸1丁目32-3-203
破産者 白井 瞭香

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5201号
東京都新宿区中井2丁目9-4-206
破産者 唐澤 春美

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5214号
東京都江戸川区北小岩5丁目5-1
破産者 水谷 祐介

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5215号
東京都江戸川区篠崎町7丁目29-2-301
破産者 白藤 瑞樹

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5219号
東京都豊島区南長崎3丁目10-19-202
破産者 森 愛純

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5221号
東京都大田区中馬込2丁目5-12-101
破産者 大平 敏明

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5238号
東京都中野区中央4丁目21-9-404
破産者 權 惠善

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5300号
東京都北区上十条2丁目15-13 田中方2階
破産者 小林 恭子（旧姓田中）

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5323号
東京都大田区西糀谷1丁目16-4-202
破産者 丹家 重夫

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5353号
東京都品川区東大井5丁目14-7-1402
破産者 後藤 龍馬

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第5354号
東京都大田区羽田6丁目24-15-104
破産者 加藤 和美

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第212号
愛知県稲沢市日下部西町二丁目51番1
破産者 株式会社A1・assembly

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第4234号
大阪市東淀川区東中島1丁目6番14号 新大阪第2日大ビル708
破産者 株式会社オルカム

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第432号
広島県廿日市市上の浜1丁目2番8号
破産者 濱本水産株式会社

1 決定年月日 令和8年9月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第4部